

令和7年度 第1回中野市都市計画審議会次第

日時 令和8年2月19日(木) 午前10時
場所 中野市役所 5階 会議室52・53

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

議案第1号

中野都市計画下水道の変更について

4 その他

(1) 用途地域及び都市計画道路の見直しに向けた現状分析について

<参考資料1>

(2) 「第3次中野市基本構想」策定に伴う中野市まちづくり基本計画(～都市計画マスタープラン編～)の変更について

<参考資料2>

5 閉 会

中野市都市計画審議会委員名簿

委嘱期間(R6(2024).8.17~R8(2026).8.16)

	所属団体・役職名	氏名
1	中野市農業委員会 会長	増田 善行
2	長野工業高等専門学校 教授	柳沢 吉保
3	中野市議会経済建設委員会 委員長	江口 栄光
4	中野警察署 署長	橋本 和也
5	北信地域振興局 局長	三森 和子
6	北信建設事務所 所長	西山 広一
7	中野市区長会 理事	羽片 定良
8	中野市教育委員会 委員	齋藤 文子
9	信州中野商工会議所 副会頭	丸山 隆英
10	公益社団法人 中野青年会議所 理事長	阿部 達也
11	「小さな拠点」に係る豊田地域運営協議会 副会長兼福祉部会長	小橋 信子
12	一般社団法人 長野県建築士事務所協会 中高支部長	蟻川 幸治
13	公募委員(一般公募)	仁科 智栄子
14	公募委員(一般公募)	諫山 郁美
15	公募委員(一般公募)	荒井 綾

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定により、中野市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市議会議員

(3) 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第3条第2項に規定する者のうちで、市長が特に認めるもの

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験者から任命された委員のうちから委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同

数のときは会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

議案第1号

中野都市計画下水道の変更について

令和8年2月19日 提出
中野市都市計画審議会長

7第4614号
令和8年2月19日

中野市都市計画審議会長 様

中野市長 湯本 隆英

中野都市計画下水道の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

中野都市計画下水道の変更（中野市決定）

都市計画の中野市公共下水道を次のように変更する。

1. 下水道の名称 中野市公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
中野市終末処理場 放流管渠	中野市大字江部字 法性寺	中野市大字江部字 法性寺	篠井川
七瀬終末処理場 放流管渠	中野市大字七瀬字 北原	中野市大字田麦字 中畝	廓清水川、袖川

「区域は総括図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
中野市終末処理場	中野市大字江部字法性寺地内	約 31,600 m ²
七瀬終末処理場	中野市大字七瀬字北原地内	約 800 m ²

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

社会情勢の変化に伴い汚水処理施設の効率化を図るため、排水区域の変更を行いたい。

変更理由書

中野市では、生活環境の改善や水質保全等都市活動を支える上で必要不可欠である汚水処理施設を、行政区全体について地域特性や経済性などを考慮し、下水道及び農業集落排水処理施設などの集合処理で対応する区域と、合併処理浄化槽など個別処理で対応する区域に分け施設整備を進めている。

昭和 51 年 3 月に単独公共下水道（中野処理区）として、市街地中心部の約 472ha を対象に下水道排水区域を定め、公共下水道事業の整備を進め、昭和 60 年 11 月に中野市終末処理場の供用を開始した。更に、中野市七瀬地区の宅地開発計画（長嶺ニュータウン）に合わせて単独公共下水道（七瀬処理区）19ha の都市計画決定を行い、平成 4 年 3 月に七瀬終末処理場の供用を開始した。

その後、市街地の進展や土地利用の動向を踏まえ随時区域拡大を行い、平成 15 年 3 月に中野処理区 943ha、七瀬処理区 19ha の 962ha とし、概ね定住区域の整備は完了した。

一方、市街地周辺の農村集落の生活環境の改善として、平成 2 年 4 月に草間地区の農業集落排水の供用を開始するなど、それぞれの汚水処理施設の特徴を活かし、地域の実情に応じた汚水処理手法により整備を進めた結果、令和 5 年度末には中野市の汚水処理人口普及率は 96.9%となった。

しかしながら、汚水処理施設の整備から一定の期間が経過し、施設老朽化の進行と耐震性能の不足が課題となっていること又、人口減少や少子高齢化を背景に汚水処理施設の効率化、再編が急務となっている。

このため、令和 4 年度に長野県「長野県生活排水処理構想(2022 改定版)」を策定するに当たり、計画処理人口や汚水量等の規模等を予測し、整備した下水道施設や農業集落排水処理施設等の位置及び施設の機能状況等を把握し、地域特性や経済性等を考慮してより効率的で効果的な下水道計画の見直しを行った結果、公共下水道七瀬処理区を廃止し、公共下水道中野処理区に統合することにより、汚水処理の効率化を図ることとしたい。

ただし、現時点で七瀬終末処理場を中野都市計画下水道から廃止すると、中野市公共下水道中野処理区と接続するまでの当該処理場の運営等に支障が生じることから、現時点では公共下水道七瀬処理区を公共下水道中野処理区に統合し、当該処理場の運用等停止のタイミングで七瀬終末処理場を廃止することとしたい。

新 旧 対 照 表

1. 下水道の名称
(新)

中野市公共下水道

2. 排水区域
(新)

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考)	汚水	約 962ha		
		中野処理区	約	962ha
		—		—

(備考)	雨水	約 962ha		
		小田中第1排水区	約	84ha
		小田中第2排水区	約	88ha
		西条第1排水区	約	57ha
		西条第2排水区	約	61ha
		西条第3排水区	約	67ha
		新井第1排水区	約	83ha
		新井第2排水区	約	41ha
		吉田第1排水区	約	65ha
		吉田第2排水区	約	97ha
		吉田第3排水区	約	96ha
		吉田第4排水区	約	32ha
		江部排水区	約	96ha
		新保第1排水区	約	46ha
		新保第2排水区	約	20ha
		東山排水区	約	10ha
		七瀬排水区	約	19ha

1. 下水道の名称
(旧)

中野市公共下水道

2. 排水区域
(旧)

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考)	汚水	約 962ha		
		中野処理区	約	943ha
		七瀬処理区	約	19ha

(備考)	雨水	約 962ha		
		小田中第1排水区	約	84ha
		小田中第2排水区	約	88ha
		西条第1排水区	約	57ha
		西条第2排水区	約	61ha
		西条第3排水区	約	67ha
		新井第1排水区	約	83ha
		新井第2排水区	約	41ha
		吉田第1排水区	約	65ha
		吉田第2排水区	約	97ha
		吉田第3排水区	約	96ha
		吉田第4排水区	約	32ha
		江部排水区	約	96ha
		新保第1排水区	約	46ha
		新保第2排水区	約	20ha
		東山排水区	約	10ha
		七瀬排水区	約	19ha

3. 下水管渠
(新)

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
中野市終末処理場 放流管渠	中野市大字江部字 法性寺	中野市大字江部字 法性寺	篠井川
七瀬終末処理場 放流管渠	中野市大字七瀬字 北原	中野市大字田麦字 中畝	廓清水川、袖川

「区域は総括図表示のとおり」

4. その他の施設
(新)

内 訳	位 置	備 考
中野市終末処理場	中野市大字江部字法性寺地内	約 31,600 m ²
七瀬終末処理場	中野市大字七瀬字北原地内	約 800 m ²

「区域は計画図表示のとおり」

3. 下水管渠
(旧)

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
中野市終末処理場 放流管渠	中野市大字江部字 法性寺	中野市大字江部字 法性寺	篠井川
七瀬終末処理場 放流管渠	中野市大字七瀬字 北原	中野市大字田麦字 中畝	廓清水川、袖川

「区域は総括図表示のとおり」

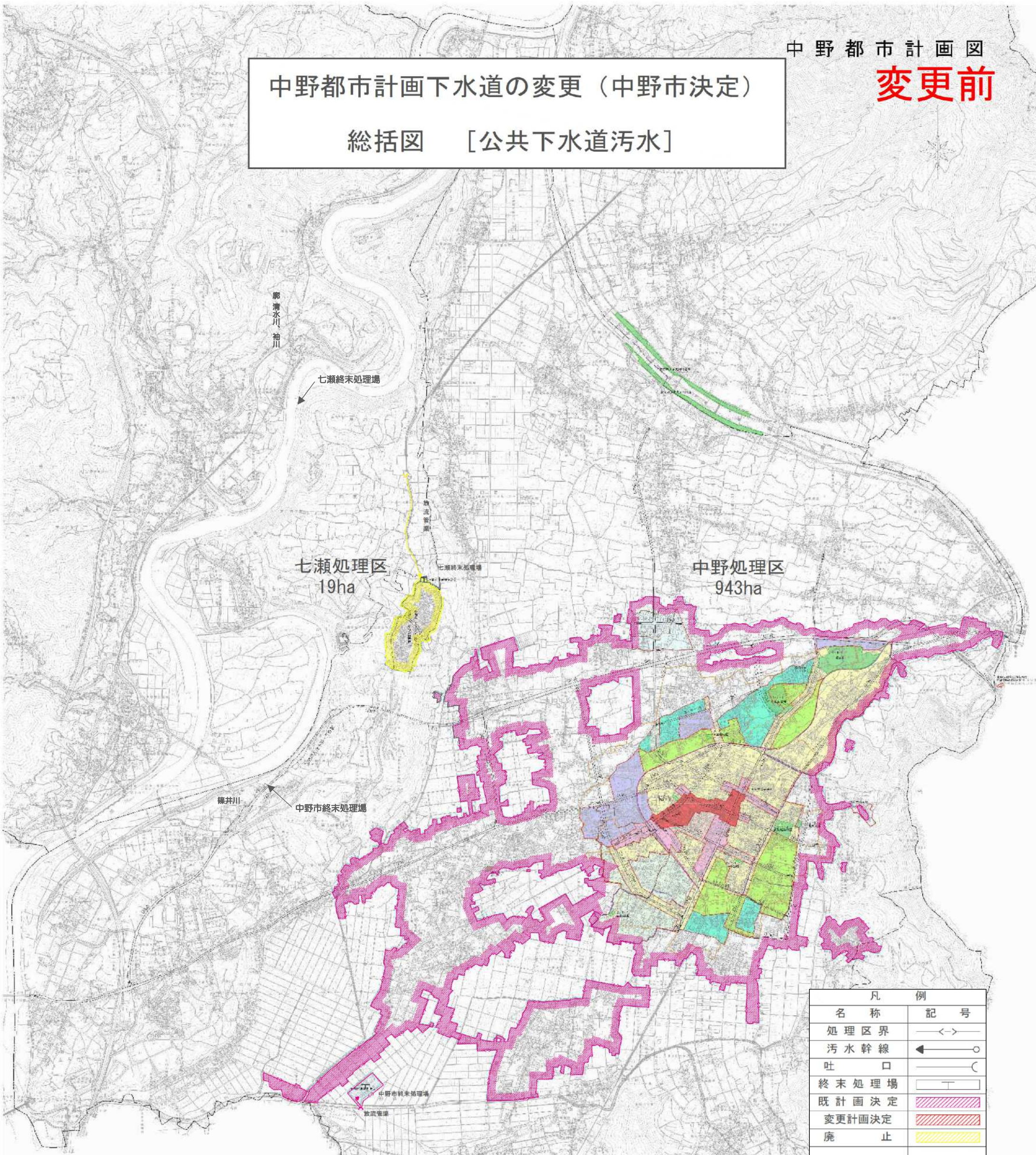
4. その他の施設
(旧)

内 訳	位 置	備 考
中野市終末処理場	中野市大字江部字法性寺地内	約 31,600 m ²
七瀬終末処理場	中野市大字七瀬字北原地内	約 800 m ²

「区域は計画図表示のとおり」

中野都市計画下水道の変更（中野市決定）

総括図 [公共下水道汚水]



都市計画公園等名称		
種別	番号	公園名
地区公園	4・4・1	北公園
近隣公園	3・3・1	一本木公園
	3・3・2	高梨館跡公園
街区公園	2・2・1	原町公園
	2・2・2	東町公園
	2・2・3	西町公園
	2・2・4	西条公園
	2・2・5	中町公園
	2・2・6	延徳公園
	2・2・7	平野公園
	2・2・8	東吉田公園
都市緑地	1号	夜間瀬川中央河川公園

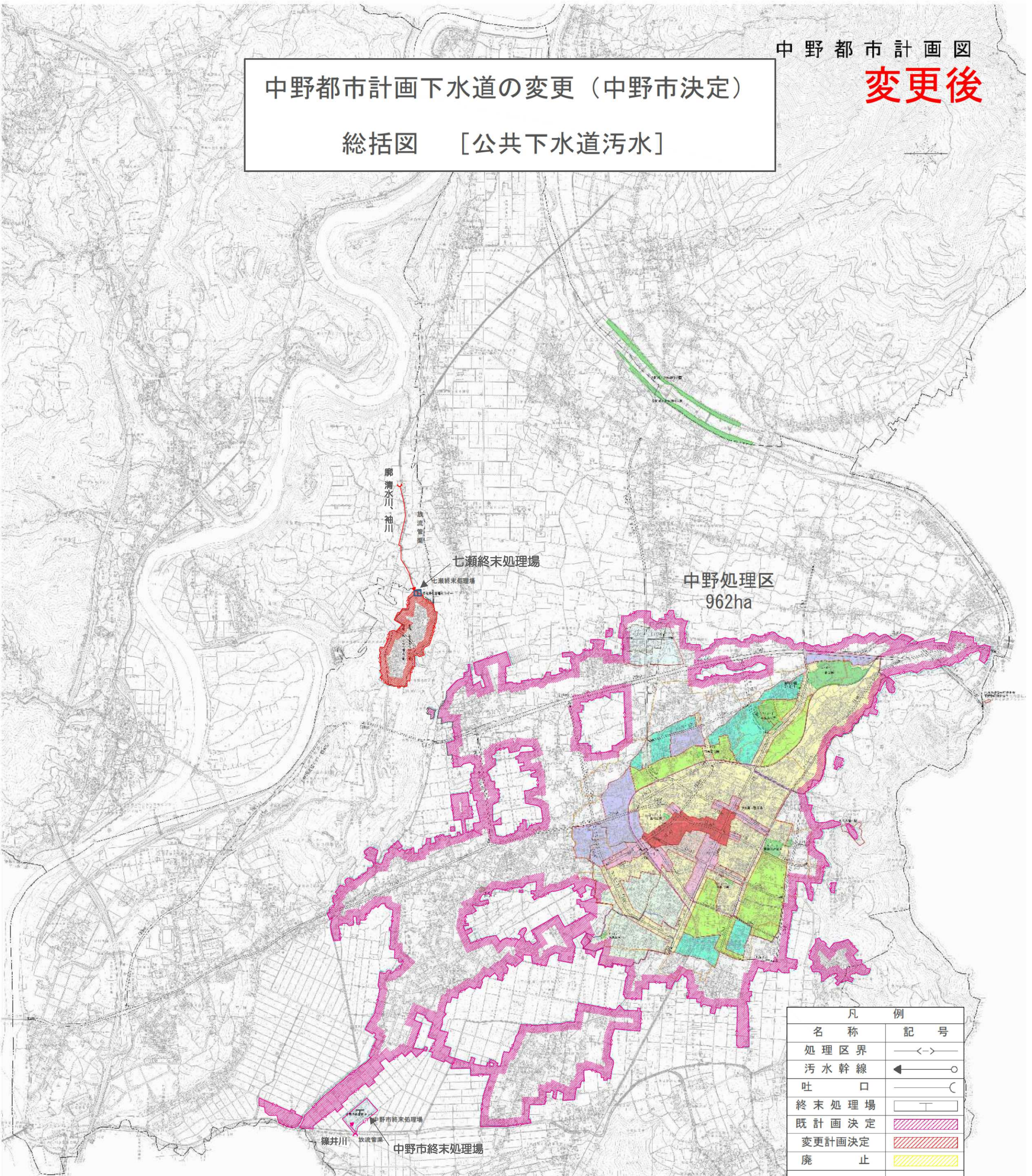
都市計画道路名称					
番号	路線名	延長(m)	番号	路線名	延長(m)
3・5・1	三好町線	約1,170	3・6・13	南宮線	約1,270
3・5・2	岩船線	約250	3・6・14	草間七瀬線	約4,070
3・5・3	北中野線	約370	3・5・15	栗和田線	約1,230
3・5・4	駅前線	約910	3・4・16	松川一本木線	約680
3・5・5	相生町線	約1,100	8・7・1	中野駅東西線	約100
3・5・6	辰巳町線	約3,320			
3・5・7	西町上小田中線	約2,880			
3・5・8	中町線	約3,420			
3・5・9	立ヶ花東山線	約6,740			
3・3・10	吉田栗和田線	約5,160			
3・5・11	吉田西条線	約2,210			
3・5・12	東吉田線	約880			

凡例			
凡	例	建ぺい率(%)	容積率(%)
行政界	第1種低層住居専用地域	50	80
都市計画区域	第1種中高層住居専用地域	60	200
都市計画道路	第2種中高層住居専用地域	60	200
都市計画公園	第1種住居地域	60	200
その他の都市施設	第2種住居地域	60	200
下水道処理区域	近隣商業地域	80	300
終末処理場	商業地域	80	400
建築基準法第22条指定区域	準工業地域	60	200
土地区画整理事業施行区域	工業地域	60	200
地区計画区域	特別工業地域		
D. I. D (H17)	長瀬ニュータウン一般住宅	50	80
	長瀬ニュータウン併用住宅	60	100
	その他の白地地域	60	200

中野都市計画下水道の変更（中野市決定）

変更後

総括図 [公共下水道汚水]



凡 例	
名称	記号
処理区界	—<—>—
汚水幹線	←—○
吐 口	—○
終末処理場	—T—
既計画決定	斜線（赤）
変更計画決定	斜線（黄）
廃 止	斜線（白）

都市計画公園等名称		
種別	番号	公園名
地区公園	4・4・1	北公園
近隣公園	3・3・1	一本木公園
	3・3・2	高梨館跡公園
街区公園	2・2・1	原町公園
	2・2・2	東町公園
	2・2・3	西町公園
	2・2・4	西条公園
	2・2・5	中町公園
	2・2・6	延徳公園
	2・2・7	平野公園
	2・2・8	東吉田公園
都市緑地	1号	夜間瀬川中央河川公園

都市計画道路名称					
番号	路線名	延長(m)	番号	路線名	延長(m)
3・5・1	三好町線	約1,170	3・6・13	南宮線	約1,270
3・5・2	岩船線	約250	3・6・14	草間七瀬線	約4,070
3・5・3	北中野線	約370	3・5・15	栗和田線	約1,230
3・5・4	駅前線	約910	3・4・16	松川一本木線	約680
3・5・5	相生町線	約1,100	8・7・1	中野駅東西線	約100
3・5・6	辰巳町線	約3,320			
3・5・7	西町上小田中線	約2,880			
3・5・8	中町線	約3,420			
3・5・9	立ヶ花東山線	約6,740			
3・3・10	吉田栗和田線	約5,160			
3・5・11	吉田西条線	約2,210			
3・5・12	東吉田線	約880			

凡 例				建ぺい率 (%)	容積率 (%)
行政界	行政界	第1種低層住居専用地域	50	80	
都市計画区域	都市計画区域	第1種中高層住居専用地域	60	200	
都市計画道路	都市計画道路	第2種中高層住居専用地域	60	200	
都市計画公園	都市計画公園	第1種住居地域	60	200	
その他の都市施設	その他の都市施設	第2種住居地域	60	200	
下水道処理区域	下水道処理区域	近隣商業地域	80	300	
終末処理場	終末処理場	商業地域	80	400	
建築基準法第22条指定区域	建築基準法第22条指定区域	準工業地域	60	200	
土地区画整理事業施行区域	土地区画整理事業施行区域	工業地域	60	200	
地区計画区域	地区計画区域	特別工業地域			
D. I. D (H17)	D. I. D (H17)	長福ニュータウン一般住宅	50	80	
		長福ニュータウン併用住宅	60	100	
		その他の白地地域	60	200	

都市計画策定の経緯の概要
中野都市計画下水道の変更

事 項	時 期	備 考
地元説明	令和7年10月29日(水)～ 令和7年10月31日(金)	長嶺区、東江部区
長野県知事事前協議	令和7年11月7日(金)	
長野県知事事前協議回答	令和7年12月4日(木)	
公聴会開催の公告	令和7年12月22日(月) 令和8年1月5日(月)	市ホームページ 広報なかの1月号掲載
素案の閲覧	令和7年12月22日(月)～ 令和8年1月16日(金)	
公聴会 (都市計画法第16条第1項)	令和8年1月23日(金)	公述人 0名(中止)
長野県知事協議 (都市計画法第19条第3項)	令和8年1月20日(火)	
計画案の公告 (都市計画法第17条第1項)	令和8年1月27日(火) 令和8年2月5日(木)	市ホームページ 広報なかの2月号掲載
計画案の縦覧(2週間) (都市計画法第17条第1項)	令和8年1月27日(火)～ 令和8年2月16日(月)	意見書提出 0件
長野県知事協議回答	令和8年2月17日(火)	
中野市都市計画審議会 (都市計画法第19条第1項)	令和8年2月19日(木)	
都市計画決定告示 (都市計画法第20項第1項)	令和8年2月下旬	予定